

マイナンバーカード申請増に伴う交付体制の強化について

マイナンバーカード（以下「カード」という。）の申請件数が急激に増加しているため、申請から交付までに相当の期間を要する状況になっている。ついては、以下のとおり交付体制の強化を図り、交付の遅れを解消する。

1 現状

昨年度は申請から交付まで2～3か月で行っていたところ、申請件数が年度末より急激に増加したため、例えば、4月申請者では、交付までに6～8か月程度かかる見込みとなっている。

区は今年度の申請増を見込み、昨年度の月平均交付件数約2,900件のところ、今年度は5,000件にする体制を組んでいた。ところが、国のマイナンバーカード普及促進策（①未申請者への申請書一斉送付、②マイナポイント（5,000ポイント）の受付期限の延長（カード申請3月⇒4月）等）により、申請件数が急増した。その結果、4月末現在、申請されたが本人にカードが交付されていない件数は、約47,000件となっている。

2 課題

カード交付の遅れを解消する必要があるとともに、マイナポイントが付与されるのは9月末までであるため、ポイント付与対象である4月までに申請されたカードを遅くとも7月末までに交付する必要がある。

3 対応

通常の窓口を強化する他、特設窓口を設けることで、月最大20,000件の交付ができる体制を組み、4月までに申請されたカードを7月末までに交付するとともに、9月末までに交付の遅れを解消する。

（1）中野サンプラザ特設窓口におけるマイナンバーカード郵送交付受付の実施

①開設期間 令和3年5月25日（火）～9月30日（木）（6月～9月 委託）

②実施日等 平日 午前9時～午後5時

③受付窓口数 8箇所（6月・7月） 4箇所（5月・8月・9月）

（2）1階戸籍住民課窓口交付体制の強化（交付窓口の増設、4箇所から7箇所）

開始日 令和3年5月18日（火）

（3）地域事務所におけるマイナンバーカード郵送交付受付の実施

開始日 令和3年5月18日（火）